日本がおけるがおります。

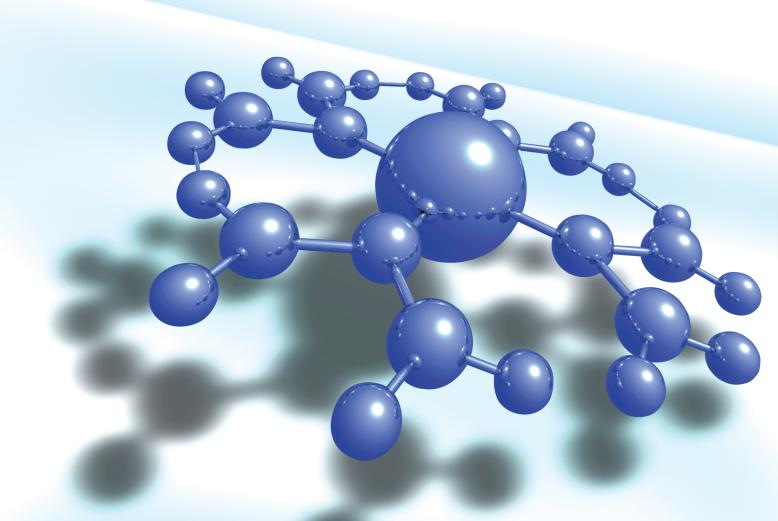
2024 **No.207** (通算 271号)

CONTENTS

巻頭言 教員未配置の今

2024年度政府予算と地方財政計画

公益財団法人地方自治総合研究所研究員 公益社団法人神奈川県地方自治研究センター研究員 其田 茂樹・・・・・・・ 1





4月3日の神奈川新聞「教員不足 最多422人 県教委所管」という見出しを持つ記事に様々な方から、「なぜこれほどまでに未配置が拡大したのか」「学校教育への影響はどのような実態か」「出口はどこに見出すのか」と、コメントを求められた。教育の安定性と、それを阻害する要因について考えてみたい。

教育の機会均等と教育水準向上をめざした義務教育費国庫負担法では、当該年度の教員定数は、5月1日に決定される仕組みとなっている。当該年度がスタートしてからの定数決定となり、少子化がすすむ現在では、学級減を想定した人員配置をせざるを得ず、積極的な正規教員の確保ができず、クッションとしての欠員を創出させ、臨時的任用職員(以下臨任)で対応をすすめている。さらに、子どもの人数の増加にあわせた採用を繰り返してきた結果、年度ごとでの計画的採用ができず、大量採用・大量退職といったサイクルを繰り返してきている。その結果、教職員の年齢バランスはとれず、産・育休の取得はある時期に集中することとなり、今まさに、集中期となっている。そのため、代替臨任の絶対数が高止まりしている状況にある。上記の2点が最も大きな臨任の需要要因となっている。

一方供給面に目を転じてみると、大量採用期と重なったことから、臨任対象者は正規となり、その数は減少し、さらに、教員採用試験の倍率低下の影響も看過できない。つまり、需要と供給のバランスの乖離が、今回の教員不足の最も大きな課題といえる。

当然このような状況となることは想定し、対応できる場面もあったのだが、2006年の「三位一体改革」の一環として、地方自治体の裁量を大きくする施策により、地方自治体が独自に少人数学級での編成が可能となったことから、教員養成の必要数を国が把握することは困難となった。同時に国庫負担金の国割合が2分の1から、3分の1と減少したことから、地方自治体の財源力により、正規教員より、人件費が押さえられる非正規教員が相対的に増加し、従前までのバランスを自ら崩す結果となった。さらに、子どもや教育、学校をとりまく状況は著しく変化しているにもかかわらず、2001年に国が策定した「第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」以降、教職員定数の抜本的な改善は行われず、「加配」という単年度限りの不安定な定数が繰り返されることとなった。このことが、一層の非正規教員を増加させることとなった。

「地方分権」が「地方丸投げ」となった結果、教員不足は出現したといえる。 学校が抱える課題の増加により、一層の多忙化が進行している。インフラとし ての学校、そしてエッセンシャルワーカーとしての教職員という視点で、抜本 的な改善が急務である。教員不足の一番の課題は、子どもの教育を受ける権利 の侵害であることを忘れてはならない。

2024年度政府予算と地方財政計画

公益財団法人地方自治総合研究所研究員 公益社団法人神奈川県地方自治研究センター研究員 其田 茂樹

はじめに

2024年度政府予算案は、2023年12月22 日に閣議決定・国会に提出され、2024年3月 28日に成立している。それに先立つ 2023年 11月10日には2023年度の補正予算が閣議決 定され、11月29日に政府案どおりに成立し ている。

例年、新年度予算の閣議決定・国会提出と 同時に当該年度の補正予算が編成され国会に 提出されるが、この 2023 年 11 月の補正予算 の提出・成立にともない、2024年度予算と同 時に新たな 2023 年度補正予算を編成すること は前年度と同様に見送られている。

2024年度の地方財政対策については、総務 大臣・財務大臣の合意、政府予算の編成を受 けて閣議決定と同時にポイントと概要が総務 省から公表されている。これをもとに1月下 旬実施の全国都道府県財政課長・市町村担当 課長合同会議等を経て1月末または2月初旬 にいわゆる地方財政計画が公表される。

地方財政計画は、地方交付税法第7条に基 づき作成される「地方団体の歳入歳出総額の 見込額に関する書類」を指す。総務省ウェブ サイトによれば、地方財政計画の役割は、① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよ う、地方財源を保障、②国家財政・国民経済 等との整合性の確保、③地方団体の毎年度の 財政運営の指針、であるという。

本稿の目的は、2023年度補正予算、2024

年度政府予算・地方財政計画を対象に大まか な内容を把握し、検討すべき課題等を明らか にすることである。

本稿のテーマをめぐって、2024年度政府予 算については『生活経済政策』 2024年2月号 (特集: 2024年度政府予算の分析と課題)、地方 財政計画については『自治総研』2024年3月 号 (飛田博史「2024年度地方財政計画につい て」)、双方をコンパクトにまとめたものとし て『月刊自治研』2024年2月号(特集:どう なる? 2024年度自治体財政) 等も併せてご参 照いただきたい。

1. 2023年度補正予算

2023年度の補正予算が成立することとなる 参議院本会議においては、自民、公明、日本 維新の会、国民民主などが賛成、立憲民主、 共産、れいわ新選組などが反対している。な お、この補正予算に賛成した野党2党におけ る 2022 年度からの動きをみると、日本維新の 会は2022年度当初予算、2度にわたる補正予 算、そして、2023年度の当初予算のいずれに も反対、国民民主党は、2022年度当初・補正 いずれにも賛成、2023年度当初予算には反対 の意思表示をそれぞれ示している。2024年度 予算の衆議院における賛否も確認すると、自 民党、公明党以外の野党はすべて反対の意思 表示をしている。衆議院議員の任期も折り返 しを過ぎ、いわゆる「政治とカネ」の問題等

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の経済効果

- <u>物価高対策による国民負担の緩和</u>として、低所得世帯に対する計10万円の所得支援、一人あたり4万円の所得・住民税減税などを通じた<u>国民の所得の下支え</u>とともに、燃料油、電気・ガス料金の激変緩和措置により消費者物価を前年比1.0%pt程度抑制する効果が見込まれる。
- 総合経済対策全体としては、<u>実質GDPを19兆円程度(年成長率換算1.2%程度)押し上げる効果</u>が見 込まれる。

<総合経済対策の柱>

<財政支出>

I. 物価高から国民生活を守る

6.3 兆円程度

Ⅱ. 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

3.0 兆円程度

Ⅲ. 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する

4.7 兆円程度

Ⅳ. 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

1.6 兆円程度

V. 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

6.1 兆円程度

物価高対策による所得の下支え

- 国民の所得の下支え
- 一人あたり4万円の所得税・個人住民税の定額減税 (注1) 金和6年度関連でを経て決定

3兆円台半ば

- 所得減税と住民税非課税世帯への支援の間にある方々への支援 上記と合わせて (注2) 令和6年度限制成正と時代で決定。 4 兆円強
- 低所得世帯に対する計10万円の所得支援
- 燃料油、電気・ガス料金の激変緩和措置

6.3兆円程度 (柱 I の財政支出)

• 消費者物価の抑制

▲ 1.0%pt程度

燃料油、電気・ガス料金の激変緩和措置による2024年1月~4月消費者物価(総合)前年同月比の押下げ効果

総合経済対策による経済押上げ効果

実質GDP換算 19兆

19兆円程度(*)

• 年成長率換算

1.2%程度

(今後3年程度で上記効果が発現すると仮定した場合の単純平均)

(*)このほか、令和6年度税制改正において検討し、結論を得ることとされている法人税 等の税制措置などによる成長押上げ効果が期待される。

(出所) 内閣府ウェブサイト

により内閣支持率が低迷する中で解散総選挙のタイミングも取りざたされるが、このような予算や法案に対する各党・各議員の行動も 投票に際してチェックするように心がけたい。

この補正予算編成の背景には、2023年11月2日に閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策~日本経済の新たなステージにむけて~」がある。このように総合経済対策を閣議決定し、それを年度内に実施に移すために新年度予算と当該年度の補正予算が同時に国会に提出されることが多い。今回の総合経済対策に際しいち早く補正予算の編成に至った理由は定かではないが、岸田文雄首相が税収の「還元」と銘打つ2024年度における所得税・住民税の減税施策が影響しているとも考えられる。定額減税そのものの実施は2024年度のことであるため、それだけのため

に補正予算が必要なわけではないが、同時に 実施する住民税非課税世帯に対する給付措置 等についてスピード感をもって対応している ことを示したいという狙いがあるように思わ れる。

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」は、第1節「物価高から国民生活を守る」、第2節「地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する」、第3節「成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する」、第4節「人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する」、第5節「国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する」の5つの節で構成されている。「デフレ完全脱却」のための総合経済対策の第1節が「物価高から国民生活を守る」いうのが日本経済のないしは日本の経済政策の混乱ぶ

りを示しているように思われる。働く人の所 得が十分に増えていない状況で物価高を放置 すると、可処分所得は伸び悩み消費にもつな がらずコストの価格転嫁も難しくなり賃上げ もさらに困難になってデフレに逆戻りしてし まうという発想からのものと思われるが、直 感的にはわかりにくい。経済対策の規模と想 定される効果については図表1を参照された

補正予算においては経済対策と同様に項目が 立てられ、第1節関係(以下、I)に2兆 7,363 億円、第2節関係(以下、Ⅱ)に1兆 3,303 億円、第3節関係(以下、Ⅲ)に3兆 4,375 億円、第4節関係(以下、Ⅳ)に1兆 3,403 億円、第5節関係(以下、V)に4兆 2,827 億円の合計 13 兆 1,272 億円により構成 されている。総合経済対策の規模としては、 これと定額減税による「還元策」等を合わせ、 17 兆円台前半となり、実質 GDP 換算で 19 兆 円程度、年成長率換算で1.2%程度の経済押上 げ効果と 1.0 パーセントポイント程度の消費 者物価の抑制が見込まれるという。

補正予算の概要に紹介されている費目を中 心に大まかに確認しておこう。

Iは、1. 物価高により厳しい状況にある 生活者・事業者への支援(2兆4,807億円)、2. エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐 性の強化(2.556 億円)により構成される。前 者は重点支援地方交付金や電気・ガス・燃料 油価格激変緩和措置が中心となり、重点支援 交付金は低所得世帯向け支援に1兆円余り、 推奨事業メニュー分として5千億円がそれぞ れ措置される。

Ⅱは、1. 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、 人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継 続の支援(5,991億円)、2. 構造的賃上げに向 けた三位一体の労働市場改革の推進(131億 円)、3. 経済の回復基調の地方への波及及び 経済交流の拡大(7,181 億円)により構成され る。1. には中小企業省力化投資補助制度や中 堅・中小大規模投資補助金(それぞれ1千億 円)などが、3.には地方誘客促進によるイン バウンド拡大、観光地・観光産業の再生・高 付加価値化等(689億円)などが含まれる。

Ⅲは、1. 生産性向上・供給力強化を通じて 潜在成長率を引き上げるための国内投資の更 なる拡大(2兆9,308億円)、2. イノベーショ ンを牽引するスタートアップ等の支援(5,068 億円)により構成される。前者は、特定半導 体基金(先端半導体、6,322億円)、安定供給確 保支援基金(従来型半導体、2.948 億円) など からなり、半導体支援策としては特別会計分 等をあわせて2兆円の規模となる。後者は、 宇宙戦略基金(3.000億円)等からなる。

Ⅳは、自治体情報システムの標準化・共通 化(5,163 億円) やマイナンバーカードの取得 環境の整備等(899億円)のほか、地域公共交 通の維持・活性化の推進(279億円)や「こど も誰でも通園制度(仮称)」の本格実施を見据 えた試行的事業(91億円)など多岐にわたる 事業が計上されている。

Vは、災害復旧(4,259 億円)のほか、自衛 隊等の安全保障環境への変化への適切な対応 等(8,080億円)、防災・減災、国土強靭化対 策としての公共事業関係費(1兆3.022億円)、 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付 金 (病床の確保等、6.143 億円) 等が盛り込ま れる。

財政法第29条の規定によれば、政府の補正 予算は、「法律上又は契約上国の義務に属する 経費の不足を補う」ほか、予算作成後に生じ た事由に基づいて「特に緊要」となった経費 の支出等のために予算の追加等を行ったり予 算に「追加以外」の変更を加えたりする場合 に作成されるものであることからすれば、緊 急性の低い費目が補正予算に盛り込まれるの は望ましくない。このような視点で 2023 年度 の補正予算を見つめると、本来は当年度の当 初予算において計上されているべきものも見 受けられる。

たとえばVについて、災害復旧は問題なく 財政法第29条の趣旨に沿ったものと考えられ る。ただし、災害の頻発化・激甚化に応じて 当初予算から財源を備えておく必要はなかっ たかなど、不断の検証が求められることはい うまでもない。能登半島地震の発災に直面し た結果、2024年3月1日までに2023年度の 予備費から3回にわたり一般会計と特別会計 合わせて2,767億円の支出を決定している。 予備費は機動的に活用できる財源としてコロ ナ禍や国際情勢の緊迫等において半ば「便利 な財源」として活用されつつある。後述する 2024年度予算においても災害対策関連の予算 ではなく予備費の拡充によって能登半島地震 後の復旧・復興に充当しようとしているが、 制度の本来的な運用ではないことを確認して おく必要がある。

2. 2024年度政府予算

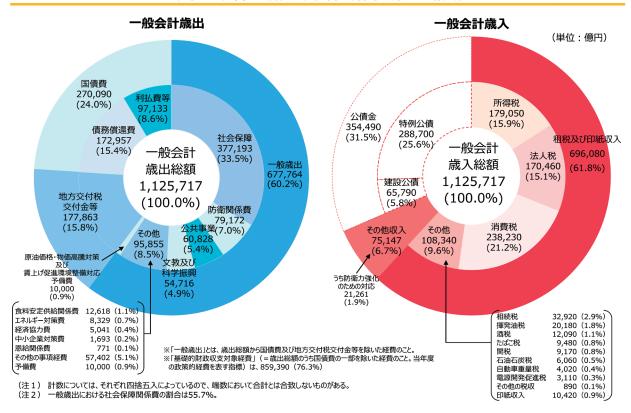
政府の2024年度予算案は、2023年12月22日に閣議決定された。その後、2024年1月1日に発災した能登半島地震を受けて提出された概算が変更されている(2024年1月16日閣議決定)。概要資料によると「歴史的な転換期の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取る予算」であるとされている。歳出・歳入の構成は図表2のとおりである。能登半島地震発災にともなう変更点は、歳出面では予備費を12月の閣議決定時点では5千億円としていたものを1兆円とし、歳入面では公債金を予備費の増分だけ増加させるものである。この影響で公債依存度等にも若干の変動がみられる。

予備費の追加については「能登半島地震で 被災された方々の命を守り、生活・生業の再 建をはじめ被災地の復旧・復興に至るまで切 れ目なく対応できるよう、令和6年度の一般 予備費について5千億円を増額(一般予備費と して計1兆円を計上)|と言及している。

日本国憲法第87条第1項によれば、「予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる」と規定している。この趣旨からすれば、予備費に「一般」等の区別を設ける必要性は薄いように思われる。なお、2024年度予算においては原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費に1兆円(前年度比3兆円減)が計上されている(2023年度予算において計上されていた1兆円のウクライナ情勢経済緊急対応予備費は廃止)。

なお、財政法において予備費は第24条に「予 見し難い予算の不足に充てるため、内閣は、 予備費として相当と認める金額を、歳入歳出 予算に計上することができる」と規定してい る。同法第35条では、予備費を財務大臣が管 理することとしたうえで、予備費使用の決定 までのプロセスが規定されている。また、同 法第36条においては、予備費により支弁した 調書を次の通常国会に提出して「その承諾を 求めなければならない」(第36条②)と規定 しているが、実際には支弁後の検証には消極 的であるようだ。この点について、『朝日新聞』 では「政府が使い道を決められる予備費につ いて、国会の事後チェックが実質的に後回し になる状態が続いている」「予備費は、予算と 同様に衆院で先に審議されるが、少なくとも ここ20年は、国会審議は支出年度の翌々年に 先送りされるのが慣例となっている」「年度途 中にお金が必要になった場合は補正予算を組 むのが本来のあり方だが、その規模に匹敵する 予備費が常態化している」(2023年6月29日) などと、『日本経済新聞』では「政府が災害な どに備えて用意した予備費に対する事後検証 のルールが守られていない」「日本経済新聞が

4 自治研かながわ月報 2024年4月号(No.207)



令和6年度一般会計予算 歳出・歳入の構成

(出所) 財務省ウェブサイト

調書提出と国会の議決の時期を調べたところ、 財政法が定めるとおり調書を提出した通常国 会で承諾を得たのは97年度以降で2001年度 だけだった」「予備費の承諾をめぐって国会が 財政法の精神を軽んじる行動を長年続けてい る」(2022年6月14日)などと指摘されている。

使途を特定した予備費が計上された例は過 去にもあったが、「予見し難い予算の不足に充 てる」経費が過大に計上されることは望まし くないし、国会の議決を経ない予算が支出後 のルールもないがしろに運用されている実態 は避けるべきであろう。このような計上や運 用は予備費が前年度から大きく縮減したとは いうものの、財政民主主義の観点からも疑問 が残る。災害対策のために新年度予算の予備 費を追加計上するという考え方についても同 様である。本来であれば、国会を召集して

2023年度の第2次補正予算を編成したうえで、 前節でも触れたように災害復旧の経費を盛り 込むべきであるし、発災直後の時間的な余裕 がない局面のみにおいて、2023年度の予備費 を執行すべきであろう。

予算のフレーム (歳出) を前年度と比較し てみると、前年度特徴的だった「防衛力強化 資金繰入(3兆3,806億円)」が皆減、特記さ れる予備費の項目・金額ともに減少したこと でいわゆる「平時」へと近づいている印象も あるが、そもそも特定の施策のために予備費 を動員すること自体が異例のことであり、財 政民主主義を考えるうえで望ましくない点は 指摘せざるを得ない。この点では、先にも述 べた「一般予備費」についても少なくとも記 憶に残る限りで用いられたことがない用語法 であるが、本来は、当初予算に費目を計上し たうえで盛り込む、または、年度の途中に補 正予算を編成して対応すべきものを予備費の 膨張により国会審議を避けて閣議決定で適宜 充当する手法も財政民主主義が軽視されてい ることの表れとみてよいだろう。

国会議員や政党における資金の不適切な管理が報じられ政治不信を助長しているが、政府の歳出・歳入においても違法とまではいえないものの、制度の趣旨を踏まえると疑問符がつく措置も見受けられる。

財政民主主義とは、政府部門が公共サービス等を提供し、そのために必要な収入を主として租税という形で調達するという財政活動に際して民主的な手続きが必要であるということである。具体的には、国や自治体が作成した予算の原案を国民・住民の代表者で構成する国会や自治体の議会で審議・議決したうえで執行することもこれに含まれる。

2024 年度政府予算の構成は**図表 2** のとおりである。

主要経費について 2023 年度当初予算と比較すると、一般歳出総額が 2023 年度は 8.0%の増加であったのに対し、2024 年度では 6.8%の減少となっている。これは、2023 年度において防衛力強化資金への繰入を実施したこと(約 3.4 兆円)と予備費の整理(4 兆円)の影響が大きい。一般歳出全体では 5 兆円弱の減少となっており、これらを勘案すると 2 兆円程度の増ということになる。防衛力安定資金への繰入と予備費全体を除いた 2023 年度の合計は 105 兆 5,006 億円、予備費全体を除いた 2024 年度は 110 兆 5,717 億円となり、前年度を上回る歳出水準となっている。

増加した5兆円余りについては、社会保障 関係費(約0.85兆円)、防衛力強化資金繰入を 除いた防衛費(約1.1兆円)、地方交付税交付 金等(約1.4兆円)、国債費(約1.8兆円)の増 加(以上で約5.15兆円の増)を他の経費の減 によって賄っていると考えれば概ね計算が合 う。財務省の資料によれば文教及び科学技術 振興費も「人事院勧告の反映等による義務教 育費国庫負担金の増」等により558億円の増 加となってはいるが、全体に大きな影響を与 えるものではない。

財務省による 2024 年度予算資料には「こども・子育て政策の強化」に関するものが添えられ、2024 年 1 月 30 日に岸田文雄首相が行った施政方針演説でも「今年は、児童手当の抜本的拡充、高等教育の負担軽減、保育所の76 年ぶりの配置改善、児童扶養手当の拡充など、いよいよ政策が本格実施されるステージに入ります」と述べている。2023 年 4 月 1 日にはこども家庭庁が発足、そのもとでの最初の予算編成となったが、金額的に目立つものは少なかった。

2023年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、「こども・子育で支援加速化プラン」の財政規模や財源の骨格などが示されたが、その規模は2028年度までに国と地方合わせて3.6兆円である。歳出内訳は、子育で世帯への経済的支援の強化に1.7兆円、全てのこども・子育で世帯を対象とする支援の拡充に1.3兆円、共働き・共育での推進に0.6兆円となっている。歳入面では、既存予算の最大限の活用、歳出改革の徹底等によるもので新たな増税等は予定されていない。ただし、社会保険からの支援金制度が創設されることとなり、それにともなう国民の負担も生じるものと思われる。

ところで、「こども」と「子育て」で漢字の当て方が異なるのはなぜであろうか。こども基本法(この法律名はひらがなである)第2条では「この法律において『こども』とは、心身の発達の過程にある者をいう」と、定義づけている。一方、2012年に成立した法律に「子ども・子育て支援法」(この法律名はどちらの「子」も漢字である)がある。同法第6条では、「この法律において『子ども』とは、18歳に

達する日以降の最初の3月31日までの間にあ る者」としている。また、子どもの権利条約 によれば、子どもは18歳未満と定義されてい るようだ。

これらを考え合わせると、「こども・子育て 支援」は、こども基本法の「こども」と子ど も子育て支援法における「子育て」すなわち、 同法で定義する「子ども」の育成を支援する ということになるのであろうか。なお、同法 において「子育て」そのものを直接定義づけ る条文はなく「子ども・子育て支援」につい ては、「全ての子どもの健やかな成長のために 適切な環境が等しく確保されるよう、国若し くは地方公共団体又は地域における子育ての 支援を行う者が実施する子ども及び子どもの 保護者に対する支援をいう」と規定している。

2024年度予算においては、児童手当の所得 制限撤廃等(2024年10月から)にかかる経費 等が見込まれている。なお、施策の実施にあ たっては、特別会計における公債発行も見込 まれているなど一般会計からだけでは把握し にくくなっている。2025年度にはこども・子 育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」) の創設も予定されており、歳出入の把握を慎 重に行う必要があると思われる。

3. 2024年度地方財政計画の概要

2024年度の地方財政対策については、2023 年12月20日に総務大臣と財務大臣との間で 合意がなされ、総務大臣がその旨を記者会見 している。冒頭にも言及があるが、2024年度 の地方財政計画が閣議決定され、公表された のは、2024年2月6日であった。

地方財政対策が公表された時点で地方財政 計画の姿はほぼ明らかであるが、年度によっ ては金額が変動することもあり得るので双方 の資料を確認することが望ましい。2024年度 に関しては、地方財政対策の段階で93兆 6.400 億円程度とされていた地方財政計画の規 模が、閣議決定を経て93兆6,388億円と公表 されていることから、この間に大きな変動は なかったと考えてよさそうだ。

地方財政計画が閣議決定を経て公開される と総務省ウェブサイトに掲載される。2022年 度以降は、「地方財政計画のポイント」「地方 財政計画の概要」「地方団体の歳入歳出総額の 見込額」が公表されている(それ以前は「地方 財政計画関係資料」も公表されていた)。参考資 料としてこのうち「概要」を本稿の後に引用し ておきたい。本章で内容を紹介する際の頁番 号は、総務省ウェブサイトにある「地方財政計 画の概要 | のスライド番号に対応している。

松本剛明総務大臣は地方財政対策の時点で 記者会見において「自治体の皆様のご要望に 応え、自治体の皆様が住民のニーズに的確に 応えて行政サービスを安定的に提供できるよ うにするための財源を確保するため、できる 限りの努力をして、何とかご理解をいただけ るところまでは来たのではないか」と述べて いる。このように述べる要因として、「給与改 定の増分、会計年度任用職員の勤勉手当の支 給に要する経費、こども・子育て政策につい ては加速化プランの実施に必要な経費に加え て、単独事業分も含めて地方財源を確保でき た」ことや「自治体施設の光熱費や委託料の 増加を踏まえて必要な経費も計上することが でき」たことを挙げている。

通常収支分の総体としては、地方財政計画 の規模、地方一般歳出、一般財源総額のいず れにおいても前年度を上回る水準となってお り、そのような状況のもとで、地方交付税の 総額についても 18 兆 6,671 億円と前年度を 3.060 億円、1.7% 上回っている (「地方財政計 画の概要」1頁参照)。以上の点は、前年度の 傾向と大きな差はないが、違いを見出すとす れば、2023年度の地方財政計画においては地 方財政計画の規模の伸びは1.6%、地方一般歳

出の伸びは 0.8%、一般財源総額(交付団体ベース)の伸びは 0.2% であったのに対し、2024 年度はそれぞれ、1.7%、2.6%、0.9% と地方一般歳出を大きく伸ばしたことにあると思われる。

臨時財政対策債の発行も制度創設から初め て1兆円を下回ったとされる2023年度からお よそ半減するなど「地方財政の健全化」がよ り進んでいるようにも見受けられる。2022年 度、2023年度に引き続き折半対象財源不足は 発生しておらず、2023年度の地方財政対策に 関連して「臨時財政対策債については、前年 度に引き続き、折半対象財源不足は生じてい ないことから、新規発行額はゼロとなった上、 過去に発行した臨時財政対策債の元利償還金 に相当する部分についても発行額を大幅に抑 制し、過去最低である 9,946 億円 (対前年度 ▲ 7.859 億円) となっている | (小澤研也「令 和5年度地方財政対策について」『ファイナンス』 2023年3月号)との解説が見受けられること から、2024年度に発行される臨時財政対策債 も、既往債の償還を念頭に発行されるものと 思われる。一方で、臨時財政対策債は、自治 体の責任で発行する一般財源として扱われる 赤字地方債であることも付言しておきたい。

一般財源総額実質同水準ルールについては、 2024年度まで維持されることが『骨太 2021』 に示されていることからも前年度と同様に一 般財源総額の確保の中で「地方財政の健全化」 を促進していく地方財政計画となっている。

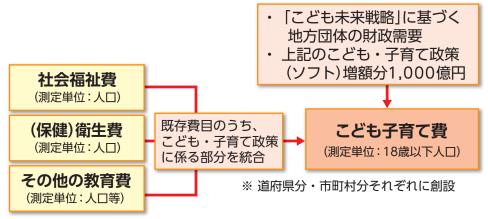
歳入面で触れておくべきは、総合経済対策において打ち出された税収増の「還元」が地方財政にもたらす影響であろう。この点については、前節で触れていない国税の収入見込にも言及しながら整理しておこう。まず、「還元」の概要であるが、非課税世帯への対応は補正予算の段階での給付が実施され、2024年度においては納税者と配偶者を含む扶養家族1人につき所得税から3万円、住民税から1万

円の定額減税を実施するというものである。 この結果、所得税は17兆9,050億円の収入で、 これは2023年度当初予算と比較して3兆 1,430億円の減収となる見込みである。

地方財政計画における歳入の見通しとして、地方税全体では前年度と比較して1,432億円の減収を見込んでいるが、「還元」策と密接に関連する所得割については、道府県税1,837億円、市町村税3,303億円の減収となる見込みである。これらの数値は、「還元」策による住民税減税と見込まれる住民税の増収とを合算した結果であり、単純に「還元」策を中心とする税制改正においての影響額は道府県税3,252億円、市町村税5,983億円の合計9,234億円(四捨五入の関係で数値がずれている)となる。この減収分については、全額を地方特例交付金により措置されることとなった。

一見わかりにくいが、国税の所得税減税も 地方財政にとって少なからず影響を与える。 所得税収の33.1%は地方交付税の原資となる からである。「地方財政計画の概要」5頁によ れば、その影響額は7,630億円になるが、法 人税、消費税、酒税の税収についてはいずれ も増収が見込まれること等により、この減収 分は事実上相殺されることからこれについて 特段の措置は講じられない見込みである。こ れまでの財源不足へ対応するためにさまざま な方策で財源を確保してきたことから、その 健全化のために税収の増加局面においてはや むを得ない対応にも思われるが、本来であれ ば交付税の原資となった税収が失われた点は 留意しておく必要がある。実は、財源不足が 顕著だった段階においては地方にとって有益 に機能した一般財源総額実質同水準ルールが、 このような局面においては一般財源を増加さ せるよりも「地方財政の健全化」に財源が向 かいがちになる可能性も指摘できよう。歳出 全般に関してはこのような懸念も抱きつつ、 前年度に比して一般財源の伸び率が向上して

図表3 普通交付税の算定項目として新設される「こども子育て費」



※ このほか、包括算定経費からも一部移管

(出所) 総務省ウェブサイト

いる点を評価すべきであると思われる。

その伸びをもたらした歳出の内訳を確認し ておこう。まず、給与関係経費については、 全体で20兆2.292億円、退職手当を除く給与 費では19兆1,497億円となり、それぞれ 2023年度に比して1.6%の減、2.0%の増であ る。ここには給与改定による増3,267億円、 会計年度任用職員分600億円が含まれる。こ れらについては「地方財政計画の概要」には 記載されることはまずなく、地方財政計画本 体すなわち「地方団体の歳入歳出総額の見込 額」を確認する必要がある。

一般行政経費は、43 兆 6.893 億円 (+3.8%) 計上され、うち補助分は25兆1.417億円(+4.9) %)、単独分は15兆3,861億円(+2.8%)と なっている。単独分には、会計年度任用職員 の勤勉手当分に約2千億円、こども・子育て 単独事業分として約1千億円措置されている。 このほか、こども・子育て支援加速化プラン 分として補助・単独合計で約8千億円が措置 されている。

こども・子育て政策に係る地方財政措置に 関して特筆しておくべきは、普通交付税の新 たな算定費目として「こども子育て費」が創 設されることとなった点であろう。この点に

ついては「地方財政計画の概要 | 12 頁におい て確認できるがその一部を抜き出したのが図 表3である。

地方財政対策が公表された時点で想定して いたのは、「地域の元気創造事業費」や「地域 デジタル社会推進費」のように従来の土木費 や教育費のような費目とは独立した費目とし て想定されるのではないかというものであっ たが、国会に提出された地方交付税法の改正 案をみると、道府県分の厚生労働費、市町村 分の厚生費が現状(1)生活保護費、(2)社会 福祉費、(3)衛生費(保健衛生費)、(4)高齢者 保健福祉費、(5)労働費(清掃費)により算定 されている(道府県分の費目、カッコ書きは市 町村分の費目である)ところ(3)に「こども子 育て費」を追加し従来の(3)から(5)を(4) から(6)に繰り下げるというものである。また、 「こども子育て費」の測定単位には18歳以下 人口が用いられる。また、市町村の教育費(そ の他の教育費)について測定単位が「人口」と 「幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校 就学前子どもの数」があったところ、後者が 削除されることとなった。従来からの説明等 を踏まえるとこの削除された測定単位により 測定されていた基準財政需要額に相当する額

はこども子育て費として算定されることになるものと思われる。

「こども子育て費」は、「こども」という表記を用いていることからすると、先にも触れたように施策の対象は年齢に関わらないことになるはずであるが、「子育て」と合わせたとき測定単位を「18歳以下人口」としたものと思われるが、用語として使い分けるのであれば「子ども」と「こども」の差異についてもっと多くの理解を得られるような説明が必要であると思われる。

この法改正による影響は自治体ごとに異なると思われるため、補正係数を含めた普通交付税算定の姿が明らかになった段階でその影響を注視する必要があると思われる。

物価高への対応として、前年度と同様に一般行政経費においては学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰に対応するために4百億円や、ごみ収集、学校給食などの自治体サービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえて3百億円がそれぞれ単独事業に措置されている。このほか、庁舎や公立病院の建築単価の引上げを2023年度にさかのぼって実施することとしている(「地方財政計画の概要」14頁参照)。

その他の単独事業としては、デジタル田園 都市国家構想事業費(地方創生推進費+地域デ ジタル社会推進費)、地域社会再生事業費が前 年度と同額措置されている。なお、地域デジ タル社会推進費の「マイナンバーカード利活 用特例分」などのインセンティブ的な算定も 前年度と同様である。

投資的経費は、全体としてほぼ横ばいであるが、単独事業にこども子育て支援事業費が 新たに5百億円措置されている。

地方債においては、これに対応して「こども・ 子育て支援事業債」(充当率 90%、「地方財政計 画の概要」13 頁参照) を創設しながら、臨時 財政対策債の減少などの影響で全体としては 3.2%の減少となっている。これは、地方団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善(ハード)を速やかに実施できるよう創設されるもので、公共施設や公用施設における子育て相談室や交流の場などの整備、児童館、保育所などの児童福祉施設や障害児施設、幼稚園等におけるバリアフリー改修や堰堤の整備(芝生化)、トイレの様式化等が対象となる。

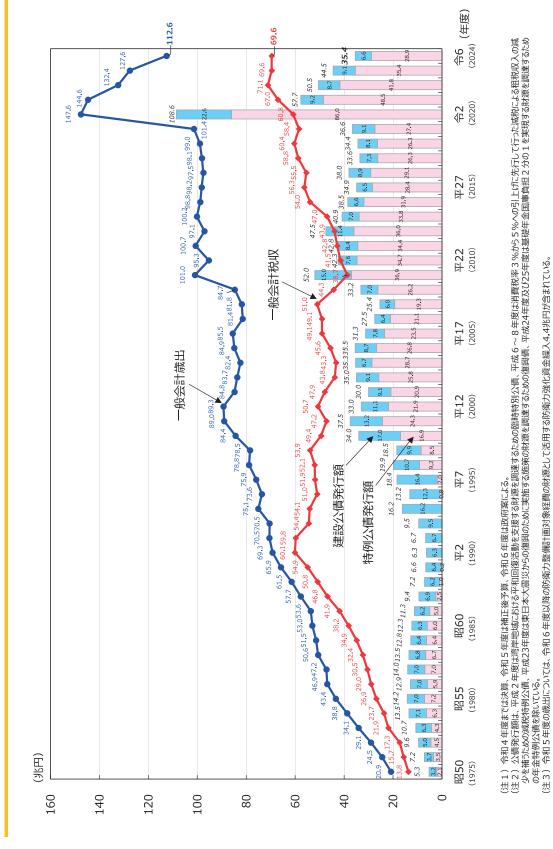
このほか、総務省のウェブサイトにおける 概要をみると、地域の経済循環の促進、地方 への人の流れの創出・拡大(地域おこし協力隊 の拡充など)や地方公務員の人材育成・確保の 推進(交付税措置の創設など)、公営企業の経 営安定化支援(交通事業債(経営改善推進事業) の創設など)などが掲げられている。これらに ついても具体的には「地方財政計画の概要」 を参照されたい。

2024年度であれば「地方財政計画の概要」 13頁から19頁にかけては、継続的に実施されているものも含めて、近年の地方財政計画において注目すべき施策が紹介されていることが多い。これらを概観し、それぞれの自治体における影響を検討する必要がある。

むすびに代えて

ここまで、2023年度補正予算、2024年度 政府予算・地方財政対策について概観してき た。本稿においては歳出を中心に論じたが、 図表4によって政府の一般財源歳入・歳出の 推移を確認しておこう。これをみると、国税 収入は2023年度補正予算と比較してほぼ横ば い(30億円の減少)であるのに対し、歳出規 模はコロナ前の水準よりもまだまだ高いよう に思われる。しかも、2024年度は当初予算で あるため、例年と同様に補正予算が編成され ればさらに歳出規模は上振れることになる。

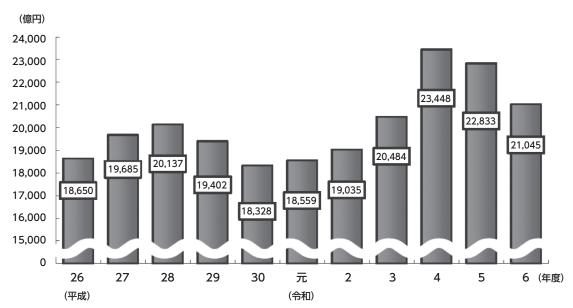
一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



(出所) 財務省ウェブサイト

予算の「平時化」にも「異次元の子育て支援」 にも至らない印象である。地方財政計画にお ける地方税の税収見込みを確認すると、住民 税以外に比較的大きな変動が見受けられるの は地方消費税である。国税の消費税は前年度 の当初・補正後いずれと比較しても増加する 見込みであるが、地方財政計画における地方 消費税の収入見込額は1,878億円の減少が見 込まれている。この影響も精査する必要があ ると思われる。

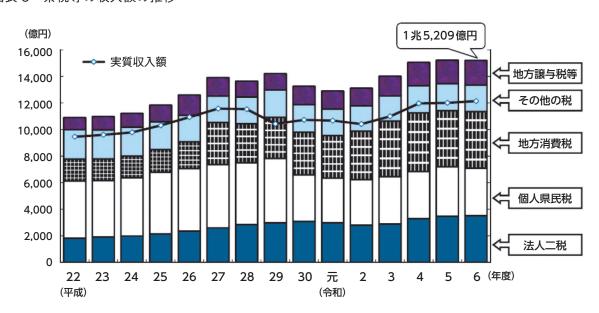
図表 5 神奈川県における一般会計予算額の推移



(注) 平成27年度、令和元年度及び5年度は、当初予算を骨格予算として編成したため、肉付け後の予算額を示す。

(出所) 神奈川県ウェブサイト

図表 6 県税等の収入額の推移



(注) 令和6年度は当初予算額、5年度は最終予算額、4年度以前は決算額を示す。

(出所) 神奈川県ウェブサイト

12 自治研かながわ月報 2024年4月号(No.207)

神奈川県の 2024 年度の一般会計予算規模は 2 兆 1,045 億円程度(前年度比▲ 6.9%程度) となっている。また、県税の内訳をみると、 前年度の6月現計予算額と比較して0.2% 増の 1兆3,357億円程度を見込んでいる。県税全体 では微増となっているものの、地方消費税は 約6%の減収を見込んでいる。これらの推移 をまとめたものが図表5である。なお、引用 元では「県税及び地方譲与税等の収入額」と 表記されているが、ここでは地方譲与税に言 及しなかった関係等もあり省略した。また、 図表6の「実質収入額」とは、県税及び地方 譲与税等の計から市町村に交付する税交付金 等を差し引いた額を示す。

岸田首相による「還元」策以外の税制改正 についてもごくわずかであるが触れておこう。 森林環境譲与税の譲与基準が見直され私有林 人工林面積の譲与割合が50%から55%に引 上げらえることとなった(同時に人口を30% から25%に引下げる)。また、これまでは譲与 税のみが先行されてきたが、2024年度からは 国税の森林環境税の課税も開始される。これ まで復興特別住民税の負担を求めていたが、 これと入れ替わるかたちで1千円の徴収が継 続されるというものである。そもそも、復興 特別住民税は地方税で、森林環境税は国税で ありその使途も異なることから「実質的に新 たな負担は生じない」と説明されても理解し がたい。同様の説明が、こども子育て支援金 制度でも展開されるようだ。すなわち、医療 保険料に合わせて徴収する同支援金について 「粗い試算で月平均5百円弱」となる見込みが 岸田文雄首相から示された(2024年2月6日 の国会答弁)。この「5百円弱」について、負 担は求めるが、賃上げを進め、保険料率を掛 けてこの程度を徴収しても手取りは減らない とする理屈らしい。「政治とカネ」をめぐる理 解に苦しむ報道が相次ぐ中では論理的整合性

以前の問題であろう。一方で、賃上げが政策 の成果のように喧伝されることもあるが、こ ちらでは意図的に名目値に焦点を当て実質賃 金についての関心があまり払われてこなかっ たと思われる。

本稿を含め、次年度予算に関する速報性を 重視する必要があることから十分に踏み込め ていないが、本来であれば、政府の次年度予 算の編成過程、その影響を受けた自治体の次 年度予算を分析しておいて新年度を迎え、執 行段階にも目を光らせて補正予算が計上され た場合などにおいては当初予算と同様の関心 を示す必要がある。そのうえで、執行された 予算が決算として議会・住民に報告されたと きにも同様にチェックし、その結果を蓄積す ることでより客観的な財政の把握が可能とな

とりわけ、2024年度政府予算が執行される段 階においては、地方交付税法の改正等を通じ て地方交付税制度の主要部分である基準財政 需要額の算定に影響を与える変更が予定され ており、前年度の実績との比較や当該自治体 における影響などをこの段階で整理しておく 必要性が高いと思われる。神奈川県では不交 付団体も多く、多少の制度変更があっても普 通交付税の交付対象となることは少ないと思 われるが、制度変更に伴う基準財政需要額が 受けた影響等については交付団体・不交付団 体とも注目しておく必要があると思われる。 ただし、今回の地方交付税法改正による普通 交付税の算定方式の変更は測定単位が「人口| から「18歳以下人口」に変更し、おそらく高 齢化が進む自治体等で基準財政需要額の大き な減少が見込まれる場合には、補正係数によっ て影響を小さくするものと思われるが、「人口」 であれ「18歳以下人口」であれ、将来的には 減少することが見込まれる測定単位で「異次 元の」子育て支援が実現できるような財源が 確保できる期待は小さいと考えざるを得ない。

さらに、2025年度の政府予算編成に向けて 例年であれば6月ごろに閣議決定がなされる いわゆる「骨太の方針」にも注目する必要が ある。ここで、この先数年の地方一般財源の 水準に関する方針が示される可能性が高いた めである。

神奈川県地方自治研究センターでは、「神奈川システム」として、県内自治体の決算カード記載の事項等について累年比較や他自治体比較を可能とするエクセルファイルを構築している。また、これらを活用した相模原地方自治研究センターの「財政状況概観」作成などの取組も見受けられる。全自治体においてこれらが活用されるとともに、問題意識を共有しながらデータの更新やシステムの改良が期待される。

地方財政の課題から少し離れるが、今国会に提出された地方自治法の改正案についても若干の言及をしておきたい。これは、第33次地方制度調査会の答申を受けたものであるが、重大な災害や感染症などで非常事態に陥った場合には、地方自治法を根拠に、国が自治体に対して「必要な指示」をできるようにすること等が柱で、現行の国・地方関係とは別に新たな章を設け、特例的に規定するという(『自治日報』2024年1月29日)。このいわゆる「補充的指示権」以外にも論点の多い法改正である。

重大な災害や感染症をすでに経験したこの 国においてさらなる「非常事態」が何を指す のか、あるいは、国としては「場合によって は指示ができる」という法体系が必要なのか、 さらには、人口減少が進展するなかで、地方 自治体自体が国の指示を欲しているのか立法 事実がよく理解できないが今後の審議や改正 後の運用に注目する必要があると思われる。

令和6年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局 令和6年2月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、 国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

【 I 令和6年度の地方財政の姿】

1 通常収支分

(1)	地方財政計画の規模	93兆6,388億円	(⑤92兆 350億円、	+13	兆6,038億円、	+	1.7%)
(2)	地方一般歳出	78兆4,568億円	(⑤76兆4,839億円、	+13	兆9,729億円、	+	2.6%)
(3)	一般財源総額 (水準超経費を除く交付団体ベース)	62兆7,180億円	(⑤62兆1,635億円、	+	5,545億円、	+	0.9%)
	※ 水準超経費を含めた一般財源総額	65兆 6,980億円	(⑤ 65兆 535億円、	+	6,445億円、	+	1.0%)
(4)	地方交付税の総額	18兆6,671億円	(⑤18兆3,611億円、	+	3,060億円、	+	1.7%)
(5)	地方税及び地方譲与税	45兆4,622億円	(⑤45兆4,752億円、		130億円、		0.0%)
(6)	地方特例交付金等	1兆1,320億円	(⑤ 2,169億円、	+	9,151億円、	+4	21.9%)
(7)	臨時財政対策債	4,544億円	(⑤ 9,946億円、		5,402億円、		54.3%)
(8)	財源不足額	1兆8,132億円	(⑤ 1兆9,900億円、		1,768億円、		8.9%)

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

① 震災復興特別交付税	904億円	(⑤	935億円、	31億円、	3.3%)
② 規模	2,631億円	(⑤	2,647億円、	16億円、	0.6%)
2) 全国防災事業					

(2)

規模 250億円 (⑤ 587億円、▲ 337億円、▲ 57.4%)

令和6年度地方財政計画の概要(通常収支分)①

【Ⅱ 通常収支分】

社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の 強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和 5年度を上回る額を確保

1 地方財源の確保

○ 一般財源(交付団体ベース)の総額 62兆7,180億円(前年度比 + 5,545億円、+ 0.9%) ※ 水準超経費を含めた一般財源総額 65兆 6,980億円(同 + 6,445億円、十 1.0%) [一般財源比率(臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合) 69.7%(⑤69.6%)]

• 地方税 42兆7,329億円(前年度比 ▲ 1,422億円、▲ 0.3%) 2兆7,293億円(同 + 1,292億円、+ 5.0%) ・地方譲与税 ・地方交付税 18兆6,671億円(同 十 3,060億円、十 1.7%) 9,151億円、+421.9%) • 地方特例交付金等 1兆1,320億円(同 • 臨時財政対策債 4,544億円(同 ▲ 5,402億円、▲ 54.3%)

○ 地方債 6兆3,103億円(前年度比 ▲5,060億円、▲7.4%)

• 臨時財政対策債	4,544億円(前年度)	比▲	5,402億円、▲54.3%)
• 臨時財政対策債以外	5兆8,559億円(同	+	342億円、+ 0.6%)
通常債	5兆 959億円(同	+	342億円、+ 0.7%)
財源対策債	7.600億円(同		0億円、 0.0%)

2

令和6年度地方財政計画の概要(通常収支分)②

2 地方交付税の確保

○ 地方交付税(出口ベース) 18兆6,671億円(前年度比 +3,060億円、+1.7%)

< 一般会計> 16兆6.543億円(a)

(1) 地方交付税の法定率分等

16兆3,055億円

・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分

16兆8,188億円

(うち定額減税による地方交付税の減収 ▲ 7,620億円)

·国税減額補正精算分(20、21、1)等

▲ 2,910億円

・ 国税減額補正精算の前倒し分(②)

▲ 2,223億円

(2) 一般会計における加算措置(既往法定分等)

3.488億円

<特別会計>

2兆 127億円(b)

(1) 地方法人税の法定率分

1兆9,750億円

(2) 交付税特別会計借入金償還額

▲ 5,000億円

(3)交付税特別会計借入金支払利子(4)交付税特別会計剰余金の活用

▲ 1,965億円

(5) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

500億円 2,000億円

(6) 令和5年度からの繰越金

4,843億円

<u><地方交付税>(a)+(b)</u>

18兆6,671億円

(参考)地方交付税の推移(兆円)

	27)	28	29	30	1	2	3	4	5	6
地方交付税	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6	17.4	18.1	18.4	18.7

3

令和6年度地方財政計画の概要(通常収支分)③

3 臨時財政対策債の抑制等地方財政の健全化

財源不足の縮小

⑤ 1兆9,900億円

→ ⑥ 1兆8,132億円

(▲ 1,768億円)

・臨時財政対策債の抑制

⑤ 9,946億円 ⑤ 49兆 119億円

→ ⑥ 4,544億円 → ⑥ 45兆7,750億円 (▲ 5,402億円) (▲3兆2,369億円)

年度末残高見込み ・国税減額補正精算の前倒し

2,910億円

5,133億円

(十 2,223億円)

(参考)臨時財政対策債の推移(兆円)

	27)	28	29	30	1	2	3	4	5	6
臨時財政対策債	4.5	3.8	4.0	4.0	3.3	3.1	5.5	1.8	1.0	0.5

4 財源不足の補塡

○ 令和6年度における財源不足額 1兆8,132億円(前年度比▲1,768億円、▲8.9%)※ 折半対象財源不足は、令和5年度に引き続き生じていない

○ 令和6年度においては、以下のとおり財源不足額を補塡

① 財源対策債の発行

7,600億円

② 地方交付税の増額による補塡

5,988億円

・一般会計における加算措置(既往法定分等)

3,488億円

・交付税特別会計剰余金の活用

500億円

・地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

2,000億円

③ 臨時財政対策債の発行

4,544億円

令和6年度地方財政計画の概要(通常収支分) ④

5 定額減税による減収への対応

- 個人住民税の減収(9,234億円)は、地方特例交付金により全額国費により補塡
- 〇 地方交付税の減収(7,620億円)は、繰越金・自然増収による法定率分の増(1兆1,982億円)により対応。減税の影響を含めても、適切に地方財源を確保。更に、後年度、2,076億円の加算を実施(交付税特別会計借入金償還の円滑化に活用)

6 こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保 ···P12~P13参照

- 〇 「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における令和6年度の地方負担分の増(2,251億円) について、全額地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保
- 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策(ソフト)を実施できるよう、地方財政計画の 一般行政経費(単独)を1,000億円増額
- 地方団体が、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善(ハード)を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費」(500億円)を計上し、「こども・子育て支援事業債」を創設
- 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をより的確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費」を創設

7 給与改定・会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する地方財源の確保

○ 令和5年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費や、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費 について、所要額を計上

・給与改定に要する経費(地方負担分) うち会計年度任用職員分 3,267億円 600億円

会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する経費

1,810億円

5

令和6年度地方財政計画の概要(通常収支分) 5

8 物価高への対応 ···P14参照

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に700億円を計上(前年度同額)
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)と公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)における建築単価の上限を引上げ

9 地域脱炭素の一層の推進 ···P15参照

- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的と する場合を対象に追加
- 〇 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

10 消防・防災力の一層の強化 ···P16参照

○ 災害の激甚化・頻発化を踏まえ、消防の広域化、連携・協力等を通じ、消防・防災力を一層強化するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充するとともに、特別交付税措置を拡充

11 地域の経済循環の促進、地方への人の流れの創出・拡大 ···P17参照

- 地域の経済循環を促進するため、ローカル10,000プロジェクトの地方単独事業に対する特別交付税措置を創設
- 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、「地域活性化起業人」制度に社員の副業型を追加するとともに、 地域おこし協力隊に係る特別交付税措置を拡充

令和6年度地方財政計画の概要(通常収支分)⑥

12 地方公務員の人材育成·確保の推進 ···P18参照

○ 地方団体において、少子高齢化、デジタル社会の進展等により複雑化・多様化する行政課題に対応できる人材を 育成するとともに、小規模市町村を中心として、配置が困難な専門人材を都道府県等が確保するため、地方交付税 措置を創設・拡充

13 デジタル田園都市国家構想事業費・地域社会再生事業費

- 地方団体が、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能 にする観点から、「地方創生推進費」について、令和6年度においても、引き続き1兆円を計上
- 地方団体が、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に取り組むため、「地域デジタル社会推進費」につい て、令和6年度においても、引き続き2,500億円を計上
- 地方団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業 費」について、令和6年度においても、引き続き4,200億円を計上

14 新型コロナワクチン接種に係る地方財政措置

- 新型コロナワクチン接種を令和6年度から定期接種(B類疾病)として実施するために必要な経費として、一般行政 経費(単独)を増額
 - 新型コロナワクチン接種に要する経費

450億円

7

令和6年度地方財政計画の概要(通常収支分)⑦

15 社会保障の充実及び人づくり革命等

○ 社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

※ 下記金額は、国・地方所要額の合計

社会保障の充実分の事業費

2兆7,987億円(⑤2兆7,972億円)

・社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費

6,297億円(⑤ 6,297億円)

人づくり革命に係る事業費

1兆6,491億円(⑤1兆6,347億円)

16 公営企業の経営安定化支援 ···P19参照

- 計画を策定し経営改善を図る交通事業の資金繰りと経営改善のため、「交通事業債(経営改善推進事業)」を創設
- 公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債を拡充
- 機能分化・連携強化に伴い必要となる基幹病院以外の医療施設の建替え(病床機能転換に必要な部分に限る。)を 病院事業債(特別分)の対象に追加するとともに、不採算地区病院等への地方交付税措置の基準額引上げを継続

17 経営・財務マネジメント強化事業の拡充

〇 「経営・財務マネジメント強化事業」(総務省と地方公共団体金融機構の共同事業)において、新たに、地方団体の GXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣するなど事業を拡充

令和6年度地方財政計画の概要(東日本大震災分)

【Ⅲ 東日本大震災分】

〇 震災復興特別交付税の確保

- 復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保
 - 震災復興特別交付税

904億円(前年度比▲31億円、▲ 3.3%)

- ・震災復興特別交付税により措置する財政需要
- ① 補助事業の地方負担分

534億円(前年度比+ 4億円、+ 0.8%)

- ② 地方単独事業分(中長期職員派遣·職員採用、単独災害復旧事業等) 122億円(前年度比▲ 2億円、▲ 1.6%)

③ 地方税等の減収分

- 248億円(前年度比▲33億円、▲11.7%)
- ※ 令和6年度の所要額は、904億円であるが、予算額は年度調整分293億円を除いた611億円(令和5年度予算額:654億円)となる。
- ※ 震災復興特別交付税の平成23~令和6年度分の予算額の累計額(不用額を除く)は5兆7,611億円

9

令和6年度 地方財政収支(通常収支分)

(単位:兆円)

歳出 93.6兆円 (+1.6)

給与関係経費 20.2 (+0.3)

給与改定分 +0.3

一般行政経費 43.7 (+1.6)

加速化プラン分(補助・単独): +0.8 こども・子育て単独事業分: +0.1 会計年度任用職員の勤勉手当分: +0.2 投資的 経費 12.0 (+0.0) 公債費 10.9 $(\triangle 0.4)$

その他 6.8 (+0.0)

歳入 93.6兆円 (+1.6)

国庫 支出金 15.8

地方 債等 11.4 (+0.8)(+0.2) 地方税 地方讓与税 45.5 $(\triangle 0.0)$

地方特例交付金等

地方交付税 18.7兆円 (+0.3兆円)

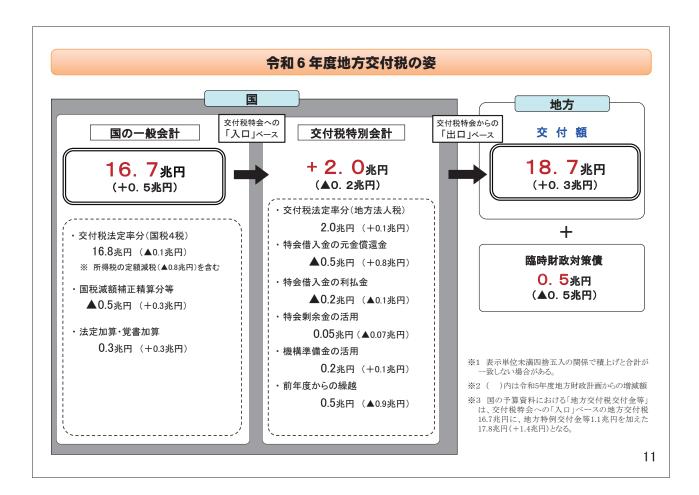


1.8兆円(▲0.2兆円)

地方一般財源総額 地方一般財源総額(水準超経費除き) 62.7兆円(+0.6兆円)

65.7兆円(+0.6兆円)

注1:表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。 注2:()内は令和5年度地方財政計画からの増減額



こども・子育て政策に係る地方単独事業(ソフト)の推進等

- 〇 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策(ソフト)を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費(単独)を1,000億円増額し、普通交付税で措置
- 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る 基準財政需要額の算定をより的確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費」を創設

1. こども・子育て政策に係る地方単独事業(ソフト)の確保

・地方独自のこども・子育て施策(例) ※ 主に、地域の実情に応じて実施する現物給付事業を想定

子育てしやすい環境の整備(職場環境整備等)

就労要件等を問わずこどもを預けられる取組

幼稚園・保育所等の独自の処遇改善・配置改善等

放課後児童クラブに対する独自の支援

産前・産後ケアや伴走型支援の充実

ひとり親家庭等への支援

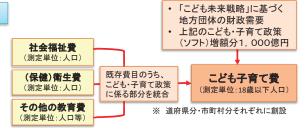
こどもの居場所づくりへの支援

結婚支援

2. 普通交付税の新たな算定費目「こども子育て費」の創設

「こども未来戦略」等に基づく地方団体の取組に係る財政需要と、既存の算定費目のうち、こども・子育て政策に係る部分を統合し、普通交付税の基準財政需要額に、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費」を創設

※ 人口に占める18歳以下人口の割合が小さい団体に配慮した補正措置を講じる



※ このほか、包括算定経費からも一部移管

こども・子育て支援事業債の創設

○ 地方団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設 の環境改善(ハード)を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費」を計上し、「こども・子育て支援事業債」 を創設

1. 対象事業

地方単独事業(こども基本法に基づく都道府県・市町村こども計画に位置付け)として実施する以下の事業

- ・国庫補助事業に併せて実施する単独事業を含む
- 社会福祉法人等に対する助成を含む

(1)こども・子育て支援機能強化に係る施設整備

【対象施設】 公共施設、公用施設

- (例)・ 子育て相談室
 - あそびの広場 科学、自然、音楽、調理などの体験コーナー
 - 子育て親子の交流の場





(2)子育て関連施設の環境改善

【対象施設】 児童館、保育所などの児童福祉施設、 障害児施設、幼稚園 等

- (例)・空調、遊具、防犯対策設備の設置
 - バリアフリー改修 園庭の整備(芝生化)
 - トイレの洋式化





(トイレ環境改善)

2. 地方財政措置

充当率:90%

交付税措置率:50%(機能強化を伴う改修)又は30%(新築・増築)

3. 事業期間

令和10年度までの5年間 (「こども・子育て支援加速化プラン」の実施期間)

4. 事業費

500億円

13

物価高への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施 設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に700億円を計上(前年度同額)
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債) と公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)における建築単価の上限を引上げ

1. 自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応

- ① 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰に対応するため、一般行政経費(単独)に 400億円を計上
- ② ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に300億円 を計上 ※ 普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ

2. 庁舎・公立病院の建築単価の引上げ

- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、以下のとおり対応する
 - ① 緊急防災・減災事業債:津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ (42. 2万円 ⇒ 46. 8万円)(11%増)
 - ② 病院事業債:公立病院の新設・建替等事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ (47.0万円 ⇒ 52.0万円)(11%増)
 - ※ いずれも令和5年度事業債から新単価を適用

地域脱炭素の一層の推進

- O 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる 目的とする場合を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

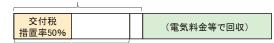
1. 脱炭素化推進事業債の拡充

【拡充内容】「再生可能エネルギー設備」の整備について、 「地域内消費」を主目的とするもの(第三セク ター等に対する補助金)を対象に追加

※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

【地方財政措置】事業費の1/2を上限として、脱炭素化推進事業債(充当率90%、交付税措置率50%)を充当

対象事業費(1/2)



脱炭素化推進事業債(充当率90%)

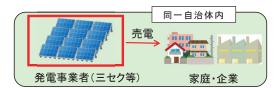
【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】

地方単独事業として行う以下の事業

- ①再生可能エネルギー設備
- ②公共施設等のZEB化 ③公共施設等の省エネ改修
- ④LED照明の導入 ⑤公用車における電動車の導入

【地域内消費のメリット】

- ・地域内経済循環 ・エネルギーの効率的利用
- ・災害時の停電等のリスクの低減



2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 〇 過疎対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%)の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う
- ※「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、原則として過疎対策事業債の対象外

15

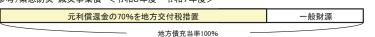
消防・防災力の一層の強化

○ 災害の激甚化・頻発化を踏まえ、消防の広域化、連携・協力等を通じ、消防・防災力を一層強化するため、「緊急 防災・減災事業費」の対象事業を拡充するとともに、特別交付税措置を拡充

> ・広域化:二以上の市町村が消防事務を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること 、・連携・協力:消防事務の性質に応じてその一部について柔軟に連携・協力すること

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充

- 消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備 ※ 広域化、連携・協力に取り組む消防本部を対象
- 連携・協力による訓練施設の整備
- 〇 緊急消防援助隊受援計画に位置付けた消防庁舎における女性専用施設の整備
- 〇 防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備
- 災害応急対策を継続するための設備・車両資機材(トイレカー)の整備 (参考)緊急防災・減災事業債 <令和3年度~令和7年度>







2. 特別交付税措置の拡充

- (1)消防の広域化、連携・協力の更なる推進(現行の特別交付税措置率0.5)
 - 広域化の準備経費:「中心消防本部」の措置率を0.7に引き上げる※ 都道府県が定める広域化推進計画において、広域化の検討を主導する「中心消防本部」を指定
 - ・ 連携・協力の準備経費:共同部隊が使用する装備品等を対象とする
- (2)消防団員の報酬に対する措置
 - ・「班長」階級以上の報酬に要する経費(基準財政需要額を上回る額)を対象とする(措置率0.5)

地域の経済循環の促進、地方への人の流れの創出・拡大

- 地域の経済循環を促進するため、ローカル10,000プロジェクトの地方単独事業に対する特別交付税措置を創設
- 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、「地域活性化起業人」制度に社員の副業型を追加するととも に、地域おこし協力隊に係る特別交付税措置を拡充

1. 「ローカルスタートアップ支援制度」の拡充

- (1) ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)に準ずる地方単独事業に対する特別交付税措置を創設(措置率0.5) [対象]①地域資源の活用、②公共的な課題の解決、③融資等、④新規事業の要件を満たす事業の創業等に要する経費(施設改修費等への補助)
- (2) ふるさと融資について、融資比率を35%から50%へ(過疎地域等は45%から60%へ)引上げ ※ ふるさと融資とは、地域振興に資する民間投資を支援するために地方団体が長期の無利子資金を融資する制度(融資財源は地方債で調達)

2. 「地域活性化起業人」の拡充

○ 企業人材の副業ニーズの増加を踏まえ、大都市圏の企業の社員を即戦力として活用する 地域活性化起業人について、企業から社員を派遣する方式(企業派遣型)に加え、 地方団体と企業に所属する個人間の協定に基づく副業の方式(副業型)に対する 特別交付税措置を創設(上限200万円/人)



3.「地域おこし協力隊」の拡充

- (1) 地域おこし協力隊員の活動に関する特別交付税措置の拡充
 - ・報償費等の上限を、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給への対応のため引上げ(隊員1人当たり280万円⇒320万円)
 - ・より専門性の高いスキルを持つ人材や豊富な社会経験を積んだ人材の 報償費等の弾力運用※の上限を引上げ(弾力運用幅の上限50万円⇒100万円) ※ 活動に要するその他の経費(隊員1人当たり200万円)の一部を報償費等として弾力的に支給可能

<地域おこし協力隊隊員数>

令和4年度 6,447人 約3,500人増 10,000人

(2) JET青年等外国人の地域おこし協力隊員の増加に資する取組支援のための特別交付税措置の創設(道府県のみ) 外国人の地域おこし協力隊へのマッチング支援等(上限200万円/団体)及び外国人の隊員のサポート(上限100万円/団体)

17

地方公務員の人材育成・確保の推進

○ 地方団体において、少子高齢化、デジタル社会の進展等により複雑化・多様化する行政課題に対応できる人材 を育成するとともに、小規模市町村を中心として、配置が困難な専門人材を都道府県等が確保するため、地方交 付税措置を創設・拡充

1. 地方公務員の人材育成に係る地方交付税措置の創設・拡充

- 都道府県·市町村が、「人材育成·確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題 に関し実施する研修を対象として、地方交付税措置を創設
 - (1) 自団体職員を対象とする場合

【地方財政措置】都道府県:普通交付税措置 市町村 :特別交付税措置(措置率0.5)

(2)都道府県等が市町村職員を対象とする場合

【地方財政措置】 特別交付税措置(措置率0.5)

- 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題(例:GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等)
- •「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる 人材について定量的な目標を設定する場合が対象
- ※ 複雑・多様化する行政課題に対応するため、研修の充実が必要であることから、従前から地方交付税措置している研修経費についても拡充

2. 地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の創設

○ 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、 当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材 (連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等)を 確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税措置を創設

【地方財政措置】特別交付税措置(措置率0.5)

※ 技術職員・デジタル人材の確保については、別途、地方交付税措置を 講じている



- 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・ 県庁所在地を除く市町村が対象
- 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年 度のみが対象

2024年度政府予算と地方財政計画(参考資料)

公営企業の経営安定化支援

- コロナ禍前比で1割以上の減収が継続するなど構造的な課題を抱える交通事業について、計画を策定して経営改善に取り 組む団体の資金繰りを円滑にし、経営改善を促進するため、「交通事業債(経営改善推進事業)」を創設
- 法適化(公営企業会計導入)の進捗を踏まえ、公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、 資本費平準化債を拡充し、過去に発行した資本費平準化債の元金償還金を対象に追加

1. 交通事業債(経営改善推進事業)の創設

【対象事業】資金不足が生じている交通事業のうち、経営戦略を改定済又は改定に着手済の事業

【発行対象】経営改善実行計画、収支計画を策定して経営改善に取り組むことを要件とし、 その経営改善効果額を限度に、①及び②について発行可能

① 資金不足額(流動負債-流動資産)

② 経営改善の実施に必要な経費

【経営改善効果額の算定方法】 経営改善の取組毎の「収支改善見込額×5年分」の合計額

【発行期間】 令和8年度まで

2. 資本費平準化債の対象拡充

<見直し部分>

【資本費平準化債発行可能額の拡充】 資本費平準化債発行可能額 = 元金償還金総額 - <u>資本費平準化債の元金償還金</u> - 減価償却費相当額等

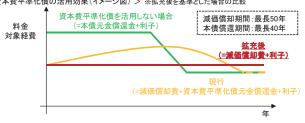
⇒下線部分を削除し、発行対象を拡充 ※ 資本費平進化債の償還年限については

※ 資本費平準化債の元利償還金相当額を含む経費を 確実に回収すること等に留意した収支計画の策定が要件

【対象事業】下水道事業、交通事業 等 【地方債計画計上額(増額分)】1,150億円

「対象償却資産の平均残存耐用年数」を限度

<資本費平準化債の活用効果(イメージ図)> ※拡充後を基準とした場合の比較



19

主な地方財政指標積算基礎(通常収支分)

(単位:億円)

【経営改善の取組例】

〇運賃料金制度見直し

〇民間バスとの共同経営

○駅ナカビジネスの拡充

区 分	令和6年度	令和5年度
歳入合計 ①	936, 388	920, 350
地方税 ②	427, 329	428, 751
地方譲与税 ③	27, 293	26, 001
地方特例交付金等 ④	11, 320	2, 169
地方交付税 ⑤	186, 671	183, 611
地方債 ⑥	63, 103	68, 163
うち臨時財政対策債	4, 544	9, 946
復旧·復興事業 一般財源充当分	▲ 8	▲ 3
全国防災事業 一般財源充当分	▲ 169	60
主 一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨ 関な	656, 980	650, 535
係地 指方 一般財源比率 <u>②+③+④+⑤+⑧+⑨</u> ①	69. 7%	69. 6%
標財 政 地方債依存度 <u>⑥</u>	6. 7%	7. 4%

(参考)

- 〇 地方の借入金残高(東日本大震災分を含む) 178.9兆円(令和6年度末見込) ※ 183.4兆円(令和5年度末見込)
- 〇 交付税特別会計借入金残高

28.1兆円(令和6年度末見込) ※ 28.6兆円(令和5年度末見込)

地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

			X		分				令和6年B		增 減 額 (A)-(B) (C)	增 減 率 (C)/(B)
	地			力				税	427, 32	428, 751	△ 1,422	△ 0.3
	地		方	19	E	与		税	27, 29	26, 001	1, 292	5. 0
	地	方	特	例	交	付	金	等	11, 32	2, 169	9, 151	421. 9
	地		方	交		付		税	186, 67	183, 611	3, 060	1.7
	国		庫	支		出		金	158, 04	150, 085	7, 957	5. 3
歳	地			力				債	63, 10	68, 163	△ 5,060	△ 7.4
		ð	5 B	富 時	財	政対	策	債	4, 54	9, 946	△ 5, 402	△ 54.3
		ð	5	財	源	対	策	債	7, 60	7,600	0	0.0
入	使	用	料	及	Ü	手	数	料	15, 62	15, 646	△ 21	△ 0.1
	雑			ΨX				入	47, 18	45, 867	1, 315	2. 9
	復	н .	復興	事業	— #s	財源	充当	分	Δ :	3 △ 3	△ 5	166. 7
	全	国防	災事	業 一	般	財源	充 当	分	△ 16	60	△ 229	△ 381.7
				ř					936, 38	920, 350	16, 038	1. 7
	-		#5	ŧ		財		源	656, 98	650, 535	6, 445	1.0
	(;	水準点	22 経費	を除く	交有	寸団体-	<->	ζ)	627, 18	621,635	5, 545	0.9

							A in a he ste	令和5年度	増 減 額	(単位:億円、% 増 減 幸
		区		分			〒和 6 年 及 (A)	〒和 5 年 及 (B)	增 減 額 (A)-(B) (C)	四 (C)/(B)
	給	与	関	係	経	費	202, 292	199, 053	3, 239	1.6
		退 職	手	当	以	外	191, 527	187, 724	3, 803	2.0
		退	職	手		当	10, 765	11, 329	△ 564	△ 5.0
	-	般	行	政	経	費	436, 893	420, 841	16, 052	3.8
		補				助	251, 417	239, 731	11, 686	4.9
		単				独	153, 861	149, 684	4, 177	2.8
		国民健康保險	· 後期高	前者医療:	別度関係事	業費	14, 915	14, 726	189	1.3
		デジタル	田園都	市国家	構想事	柴 費	12, 500	12, 500	0	0.0
		地 方	創	生 推	進	費	10, 000	10,000	0	0.0
		地域テ	・ジタ	ル社	会推進	曹	2, 500	2, 500	0	0.0
		地 城 社	t. 会	再 生	事 業	费	4, 200	4, 200	0	0.0
	公		信	ř.		費	108, 961	112, 614	△ 3,653	△ 3.2
歳	維	持	袖	Ĥ	修	費	15, 344	15, 237	107	0.7
/3><		うち緊	急 浚	渫 推 i	生 事 菜	费	1, 100	1, 100	0	0.0
	投	資	Ŕ	5	経	費	119, 896	119, 731	165	0. 1
出		直(5		補	助	56, 259	56, 594	△ 335	△ 0.6
ш		単				独	63, 637	63, 137	500	0.8
		うち緊	急防	災・減	災事業	6 費	5, 000	5, 000	0	0.0
		うち公共	施設等	適正管理	推進事	業費	4, 800	4, 800	0	0.0
		うち緊急	自然非	災害防止	対策事	業費	4,000	4,000	0	0.0
		うち服	炭素	化 推	進事業	费	1,000	1,000	0	0.0
		うちこ	٤6.	子育て	支援事	菜費	500	-	500	皆增
ŀ	公	當	企 芽	连 繰	出	金	23, 202	23, 974	△ 772	△ 3.5
		企業債債	道費	普通会	計負担	11 分	13, 059	13, 997	△ 938	△ 6.7
		そ		Ø		他	10, 143	9, 977	166	1.7
	不	交 付 [団 体	水 準	超 経	費	29, 800	28, 900	900	3. 1
Ī			(t)	+			936, 388	920, 350	16, 038	1. 7
	(水準超経費	を除く	交付団	体ベー	ス)	906, 588	891, 450	15, 138	1.7
	地	方	_	般	歳	出	784, 568	764, 839	19, 729	2.6

21

地方財政計画歳入歳出一覧(東日本大震災分)

(1)復旧・復興事業

1友 I		"1发!	代书	→ 未								(単位:億円、%)
			区			分				令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	增 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
	震	災	復	興	特	別	交	付	税	904	935	△ 31	△ 3.3
歳	_	般		財	源	充		当	分	8	3	5	166. 7
	国		庫		支		出		金	1,655	1,632	23	1.4
	地				方				債	2	9	△ 7	△ 77.8
入	雑				収				入	62	68	△ 6	△ 8.8
					計					2, 631	2, 647	△ 16	△ 0.6
	給	1		関		係	能	Ě	費	51	54	△ 3	△ 5.6
	_	fl	役	行		政	能	Ě	費	1, 187	1, 288	△ 101	△ 7.8
		補							助	836	902	△ 66	△ 7.3
歳		単							独	351	386	△ 35	△ 9.1
	公				債				費	62	68	△ 6	△ 8.8
	投		資		的		経		費	1, 331	1, 237	94	7.6
出		直	#	售	•		補		助	1, 329	1, 235	94	7.6
		単							独	2	2	0	0.0
	公	営		企	業	繰		出	金	0	0	0	0.0
					計					2, 631	2, 647	△ 16	△ 0.6

(2)全国防災事業

	±117.	190	于木										(単位:億	円、%)
			区		分			令 和	6 年 度 (A)	令 和	15年度 (B)	増 (A)-(B)	額 (C)	增 (C)/	
	地			方			税		80		646	δ Δ	566	Δ	87.6
歳	_	般	財	源	充	当	分		169		△ 60)	229	Δ	381. 7
入	雑			収			入		1		1		0		0.0
				計					250		587	' <u></u>	337	Δ	57. 4
歳	公			僓			費		250		587	Δ	337	Δ	57. 4
出				計					250		587	΄ Δ	337	Δ	57. 4

(参考) 通常収支分と東日本大震災分の合計

		K	分			令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	增 減 額 (A)-(B) (C)	增 減 率 (C)/(B)
	地		方		税	427, 409	429, 397	△ 1,988	△ 0.5
	地	方	譲	与	税	27, 293	26, 001	1, 292	5. 0
	地	方 特	例 交	付 金	等	11, 320	2, 169	9, 151	421.9
	地	方	交	付	税	187, 575	184, 546	3, 029	1.6
		震災復	興 特 別	交付税以	外	186, 671	183, 611	3, 060	1. 7
歳		震 災 復	興 特	別 交 付	税	904	935	△ 31	△ 3.3
	国	庫	支	出	金	159, 697	151,717	7, 980	5. 3
	地		方		債	63, 105	68, 172	△ 5,067	△ 7.4
入		う ち 臨	時 財	政 対 策	債	4, 544	9, 946	△ 5,402	△ 54.3
		う ち	財 源	対 策	債	7,600	7,600	0	0.0
	使	用 料	及び	手 数	料	15, 625	15, 646	△ 21	△ 0.1
	雑		収		入	47, 245	45, 936	1, 309	2.8
			計			939, 269	923, 584	15, 685	1. 7
	-	Æ	ŧ	財	源	658, 141	652, 059	6, 082	0. 9

									(単位:億円、%)
		区	分			令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	增 減 額 (A)-(B) (C)	增 減 率 (C)/(B)
i	給	与	関係	経	毋	202, 343	199, 107	3, 236	1. 6
		退 職	手 :	ă D	. 外	191, 578	187, 778	3, 800	2.0
		退	限	手	***	10, 765	11, 329	△ 564	△ 5.0
-	-	般	行 政	経	费	438, 080	422, 129	15, 951	3.8
		補			財	252, 253	240, 633	11,620	4. 8
		単			被	154, 212	150, 070	4, 142	2.8
		国民健康保険·	後期高齢者	医療制度関	保事業費	14, 915	14, 726	189	1. 3
		デジタル田	園都市国	家構想	事業費	12, 500	12, 500	0	0.0
		地 方	創生	推	進費	10,000	10, 000	0	0.0
		地域デ	ジタル	社会拍	生 進 費	2, 500	2, 500	0	0.0
		地 域 社	会 再	生 事	業 費	4, 200	4, 200	0	0.0
	公		債		费	109, 273	113, 269	△ 3,996	△ 3.5
歳	維	持	補	修	费	15, 344	15, 237	107	0.7
		う ち 緊 急	. 浚 渫 扌	隹 進 事	業費	1, 100	1, 100	0	0.0
-	投	資	的	経	费	121, 227	120, 968	259	0. 2
出		直傳		補	財	57, 588	57, 829	△ 241	△ 0.
		単			89	63, 639	63, 139	500	0.8
		うち緊急	息防災 •	減災	事業費	5,000	5, 000	0	0.0
		うち公共高	E 設等適正	管理推定	事業責	4, 800	4, 800	0	0.0
		うち緊急	自然災害	防止対策	事業責	4,000	4, 000	0	0.0
		う ち 脱	炭 素 化	推進刊	1 第 剪	1,000	1,000	0	0.0
		うちこど	も・子育	て支援	事業責	500	-	500	皆堆
	公	當企	楽	繰上	占 金	23, 202	23, 974	△ 772	△ 3.1
		企業債賃	置費 普通	会計:	負担分	13, 059	13, 997	△ 938	△ 6.7
		そ	0		他	10, 143	9, 977	166	1.7
	不	交 付 団	体 水	準 超	経 費	29, 800	28, 900	900	3. 1
İ			計			939, 269	923, 584	15, 685	1.
	地	方	- 般	歳	Н	787, 137	767, 418	19, 719	2. 6

23

(参考1) 地方財政計画の伸び率等の推移

(単位:%)

	対 前 年 度 伸 び 率			
年 度	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	地方交付税
昭和62年度	2. 9	2. 9	0. 6	0.6
63	6. 3	5. 7	9. 4	7. 5
平成元年度	8. 6	7. 1	8. 1	17.3
2	7. 0	6. 7	7. 5	10.3
3	5. 6	7. 4	6. 1	7. 9
4	4. 9	5. 9	4. 1	5.7
5	2. 8	4. 4	1. 6	▲ 1.6
6	3. 6	4. 6	▲ 5.7	0.4
7	4. 3	3.6	3. 6	4. 2
8	3. 4	2. 3	0. 1	4. 3
9	2. 1	0.9	9. 6	1.7
10	0. 0	▲ 1.6	3. 9	2. 3
11	1.6	1.8	▲ 8.3	19. 1
12	0. 5	▲ 0.9	▲ 0.7	2. 6
13	0. 4	▲ 0.6	1. 5	▲ 5.0
14	▲ 1.9	▲ 3.3	▲ 3.7	▲ 4.0
15	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 6.1	▲ 7.5
16	▲ 1.8	▲ 2.3	0. 5	▲ 6.5
17	▲ 1.1	▲ 1.2	3. 1	0.1
18	▲ 0.7	▲ 1.2	4. 7	▲ 5.9
19	▲ 0.0	▲ 1.1	15. 7	▲ 4.4
			(6.5)	

	対 前 年 度 伸 び 率				
年 度	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	地方交付税	
20	0. 3	0.0	0. 2	1.3	
21	▲ 1.0	0. 7	▲ 10.6	2. 7	
22	▲ 0.5	0. 2	▲ 10. 2	6.8	
23	0. 5	0.8	2. 8	2. 8	
24	▲ 0.8	▲ 0.6	0.8	0.5	
25	0. 1	▲ 0.1	1. 1	▲ 2.2	
26	1. 8	2. 0	2. 9	▲ 1.0	
27	2. 3	2. 3	7. 1	▲ 0.8	
28	0. 6	0.9	3. 2	▲ 0.3	
29	1. 0	1.0	0. 9	▲ 2.2	
30	0. 3	0.9	0. 9	▲ 2.0	
令和元年度	3. 1	4. 0	1. 9	1. 1	
2	1. 3	2. 3	1. 9	2. 5	
3	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 7.0	5. 1	
4	0. 9	0.6	8. 3	3.5	
5	1. 6	0.8	4. 0	1.7	
6	1. 7	2. 6	▲ 0.3	1. 7	

- (注1)()内は、税源移譲分を除いた伸び率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸び率を算出)である。 (注2)平成24年度以降は通常収支分の伸び率である。 (注3)令和3年度の地方税については令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

(参考2)地方債等関係資料

年 度	地 方 債計 画 額	対 前 年 度 増 減 額	地方債依存度	地方の借入金 残 高
	(億円)	(億円)	(%)	(兆円)
昭和62年度	53, 900	9, 610	9. 9	64
63	60, 481	6, 581	10. 4	66
平成元年度	55, 592	4 , 889	8. 8	66
2	56, 241	649	8. 4	67
3	56, 107	▲ 134	7. 9	70
4	51, 400	4 , 707	6. 9	79
5	62, 254	10, 854	8. 1	91
6	103, 915	41, 661	13. 1	106
7	113, 054	9, 139	13. 7	125
8	129, 620	16, 566	15. 2	139
9	121, 285	▲ 8, 335	13. 9	150
10	110, 300	▲ 10, 985	12. 7	163
11	112, 804	2, 504	12. 7	174
12	111, 271	▲ 1,533	12. 5	181
13	119, 107	7, 836	13. 3	188
14	126, 493	7, 386	14. 4	193
15	150, 718	24, 225	17. 5	198
16	141, 448	▲ 9, 270	16. 7	201

年 度	地 方 債 計 画 額 (億円)	対 前 年 度 増 減 額 (億円)	地 方 債 依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)
17	122, 619	▲ 18, 829	14. 6	201
18	108, 174	▲ 14, 445	13. 0	200
19	96, 529	▲ 11, 645	11.6	199
20	96, 055	▲ 474	11.5	197
21	118, 329	22, 274	14. 3	199
22	134, 939	16, 610	16. 4	200
23	114, 772	▲ 20, 167	13. 9	200
24	111, 654	▲ 3, 118	13. 6	201
25	111, 517	▲ 137	13. 6	201
26	105, 570	▲ 5, 947	12. 7	201
27	95, 009	▲ 10, 561	11.1	199
28	88, 607	▲ 6, 402	10. 3	197
29	91, 907	3, 300	10. 6	196
30	92, 186	279	10. 6	194
令和元年度	94, 282	2, 096	10. 5	192
2	92, 783	▲ 1,500	10. 2	192
3	112, 407	19, 625	12. 5	191
4	76, 077	▲36, 331	8. 4	187
5	68, 163	▲ 7, 914	7. 4	183
				(見込)
6	63, 103	▲ 5, 060	6. 7	179
				(見込)

編集後記

■1977年6月に設立された神奈川自治研センターは、1985年に社団法人化、2011年に公益社団 法人に移行して現在に至っています。設立当時、神奈川県では1975年に長洲一二知事の革新県 政が発足、横浜市長は飛鳥田一雄さん、川崎市長は伊藤三郎さん、藤沢市長は葉山俊さんとい う革新首長の時代。神奈川自治研センターはこのような革新自治体の息吹の中で誕生しました。 ■地方自治の研究機関として地方の研究所が設立されてきた歴史は古く、1964年には大分県本 部、68年に北海道本部、69年に島根県本部で地方自治研究センター・研究所が設立されています。 中央では1974年に、長期的展望に立った地方自治の理論的研究の場として地方自治総合研究所 が発足しました。自治研とはなにか。『住民の地方自治を守り発展させる自治労の運動である』と 解説されています。■神奈川自治研センターが編集・発行する「自治研かながわ月報」は、創刊号 からすべてPDFファイルで公開されています(ホームページ https://kanagawa-jichiken.or.jp/)。 先達の知恵と努力に感謝です。■第59回自治研神奈川集会は今年6月29日(土)、藤沢市ミナパー クで開催が予定されています。自治研活動とは何かをあらためて問う研究集会として企画が進 められています。財政分析分科会では、本号に寄稿していただいた其田茂樹・自治総研研究員 の講演のほか、当センターの鈴木幸大研究員の「神奈川システムを活用した自治体財政分析の 一考察」、自治労県本部役員による「神奈川システム」のプレゼンテーション「使ってみたら、 こうなった」も準備中。乞うご期待。 (野坂 智也)

2024年 4 月 25 日

自治研かながわ月報第207号(2024年4月号,通算271号)

発 行 所公 益 社 団 法 人神 奈 川 県 地 方 自 治 研 究 セ ン タ ー発 行 人佐 野充編集人野 坂 智 也定価 1 部 500円〒232-0022横浜市南区高根町 1 - 3神奈川県地域労働文化会館 4 F

☎045(251) 9721 FAX 045(251) 3199

https://kanagawa-jichiken.or.jp/ E-mail:kjk@kanagawa-jichiken.or.jp

☆センターのウェブサイト(https://kanagawa-jichiken.or.jp/)をご利用ください。-



会員になるには

- 1. 誰でも会員になれます。
- 2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月1,000円、賛助会員月700円のどちらかを選び、1年分をそえてお申しこみください。
- 3. 詳細は自治研センター事務局 **☎**045(251)9721へご連絡ください。

会員の特典

- 1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」 が送られます。
- 2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A 5 版・80ページ程度・定価762円+税) が毎月無料で購読できます。
- 3. 自治研センターの資料集が活用でき、 調査研究会などに参加できます。

